

令和3年度

第1回 小浜市水道料金等制度審議会

【水道事業 資料】

日時 令和3年7月7日（水） 午後7時30分～

場所 小浜市役所4階 大会議室

目 次

小浜市水道事業年表	1
小浜市水道事業 給水区域図	3
水道事業の概要	4
水道料金算出法	5
水道料金改定の経緯	6
【参考資料】	
簡易水道使用料金一覧表	7
平成28年度水道料金制度審議会答申概要	8
水道の用語	10

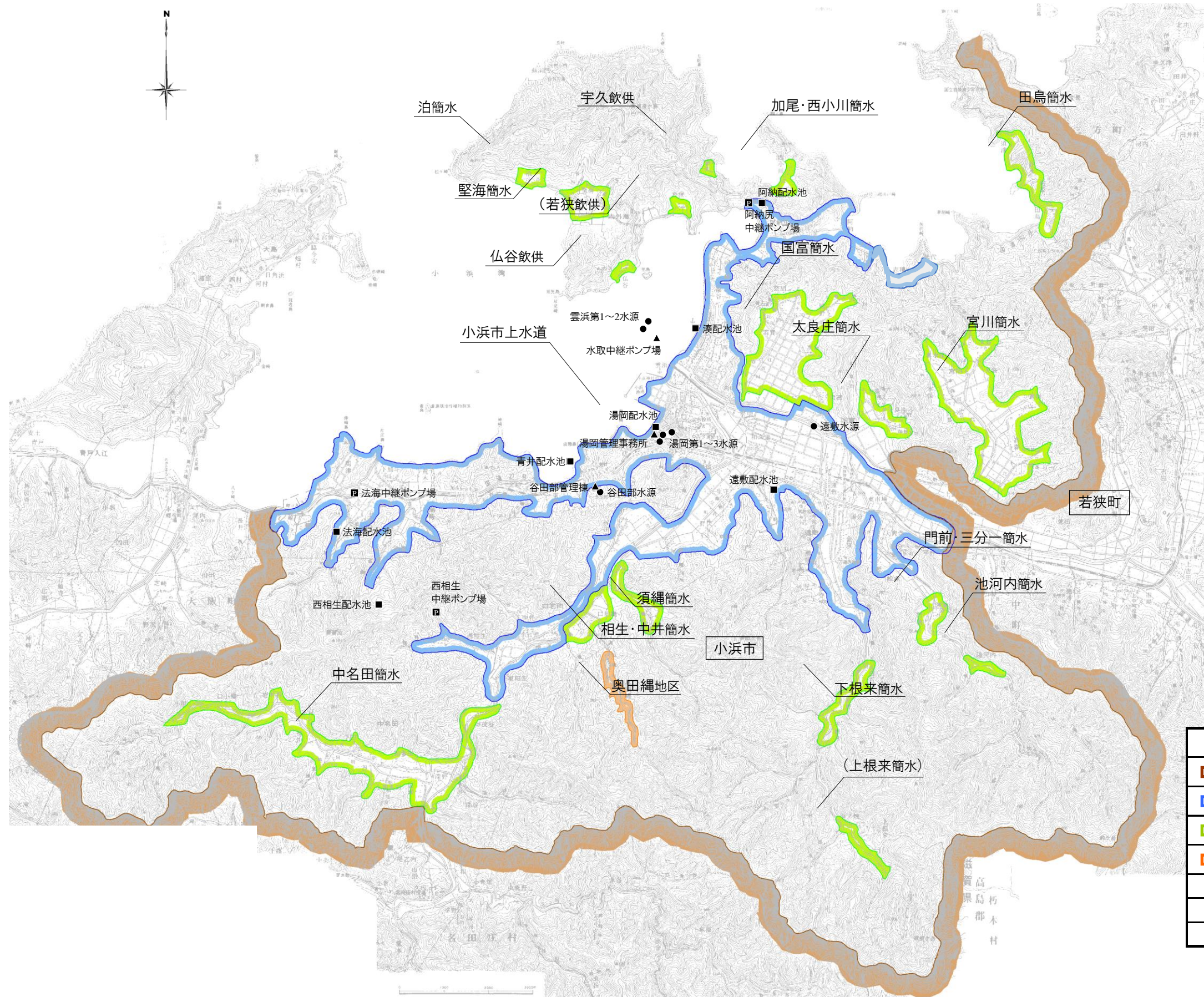
小浜市水道事業年表

年 月	事 項
昭和34年11月	上水道創設
昭和36年 3月	水道課設置
昭和36年12月	小浜西部方面給水開始
昭和39年 3月	上水道認可全域給水完成
昭和41年10月	給水区域の拡張により変更認可
昭和43年10月	料金改定
昭和49年 2月	給水量の増加による変更認可
昭和50年 4月	料金改定・加入金制度実施
昭和52年 1月	浅間ポンプ場設置
昭和52年 4月	第1期拡張事業に着手
昭和52年 7月	水取中継ポンプ場完成
昭和52年 8月	東勢・西勢地域給水開始
昭和53年 3月	湊配水池完成
昭和54年10月	料金改定
昭和55年 3月	第1期拡張事業完成
昭和57年 7月	給水区域の拡張、給水人口の増加による変更認可
昭和57年 7月	第2期拡張事業に着手
昭和58年 3月	湯岡第3取水井完成
昭和59年 3月	湯岡配水池完成
昭和59年 3月	上水道管理棟完成
昭和59年 3月	阿納尻地区給水開始
昭和59年 3月	遠敷地区一部区域(検見坂・池田)給水開始
昭和59年 3月	上水道事業変更認可(第2期拡張事業1次変更)
昭和62年 2月	阿納・犬熊変更認可(第2期拡張事業2次変更)
平成 元年 1月	第3期拡張事業(認可)
平成 元年 4月	阿納・犬熊給水開始
平成 2年 6月	料金改定
平成 5年 4月	国分・金屋給水開始
平成 6年 3月	上水道事業変更認可(第3期拡張事業1次変更)
平成 6年11月	遠敷水源完成
平成 6年11月	遠敷配水池完成
平成 8年11月	竜前給水開始
平成 9年 7月	加入金改定

小浜市水道事業年表

年 月	事 項
平成10年 5月	神宮寺給水開始
平成11年12月	谷田部水源・青井配水池完成
平成12年 4月	谷田部給水開始
平成14年 4月	水道課と下水道課を統合、上下水道課を設置
平成14年12月	荒木・下加斗・上加斗・岡津・鯉川給水開始
平成15年 1月	黒駒給水開始
平成15年 2月	法海配水池完成・法海給水開始
平成15年 3月	西相生配水池完成
平成15年 4月	東相生・西相生の一部・上中井・下中井・滝谷給水開始
平成16年 4月	西相生中継ポンプ場完成、西相生全区域が上水道に移行
平成17年 6月	料金改定
平成18年 3月	上水道事業変更認可(第3期拡張事業2次変更)
平成22年 3月	小浜市水道ビジョン策定
平成22年 4月	松永地区給水開始(門前・三分一・池河内を除く)
平成23年 3月	北川・高塚区給水開始
平成24年10月	料金改定
平成26年 1月	湯岡水源管理事務所電気計装設備更新完成
平成27年 9月	上下水道業務の一部民間委託開始
平成28年 3月	小浜平野地下水調査業務完了(H25~H27)
平成30年 4月	志積区給水開始
平成31年 4月	矢代区給水開始
令和 元年 9月	小浜市水道ビジョン改定

小浜市水道事業 給水区域図(現況)



上水道事業	1	小浜市上水道
簡易水道事業	1	太良庄
	2	宮川
	3	国富
	4	堅海
	5	泊
	6	加尾・西小川
	7	下根来
	8	門前・三分一
	9	池河内
	10	須縄
	11	相生・中井
	12	中名田
	13	田烏
飲料水供給施設	1	仏谷
	2	宇久
	3	(若狭)
未給水地区	1	奥田縄地区

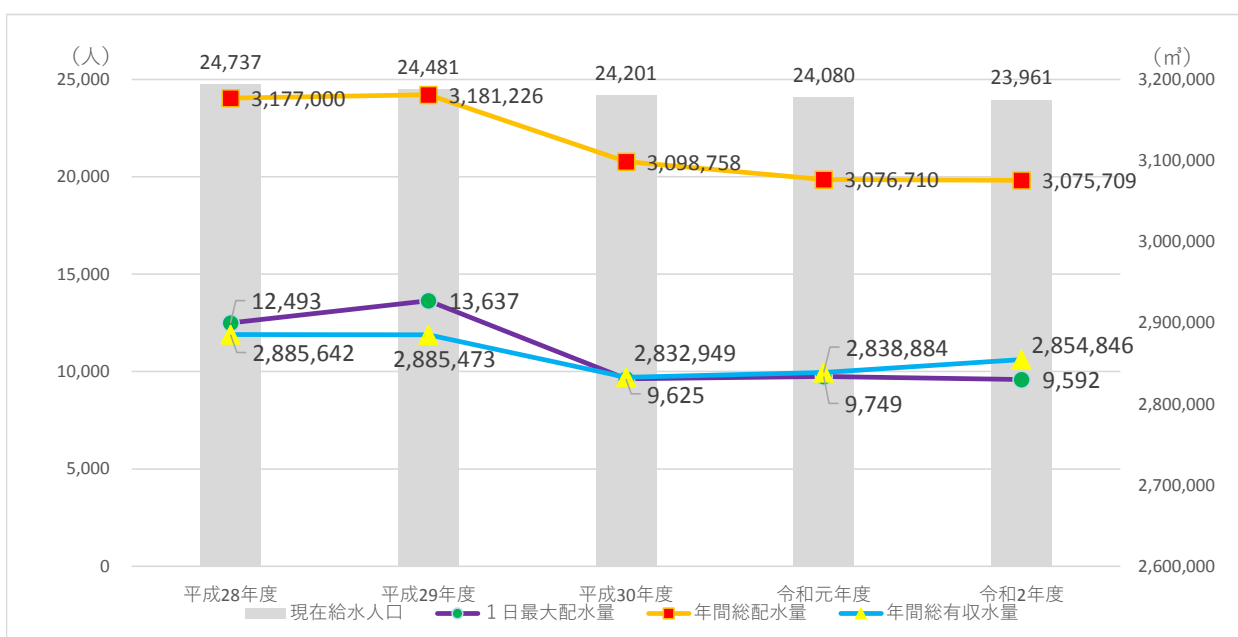
※ () は集落営事業を示す。

凡例	
	行政区域
	上水道給水区域
	簡水・飲供給水区域
	未給水区域
	既設水源
	既設浄水場
	既設配水地

水道事業の概要

小浜市水道事業の平成28年度から令和2年度までの5年間の事業規模の推移および概要は次のとおりである。（R元.9小浜市水道ビジョン、各年度決算書より）

項目	年度	年度				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画給水人口	(人)	29,400	29,400	29,400	29,400	29,400
現在給水人口	(人)	24,737	24,481	24,201	24,080	23,961
年間総配水量	m ³	3,177,000	3,181,226	3,098,758	3,076,710	3,075,709
年間総有収水量	m ³	2,885,642	2,885,473	2,832,949	2,838,884	2,854,846
有収率	(%)	90.83	90.7	91.42	92.27	92.82
1日最大配水量	m ³	12,493	13,637	9,625	9,749	9,592
1日平均配水量	m ³	8,704	8,716	8,490	8,429	8,427



施設の概要（令和2年度末現在）

① 取水、浄水施設

水源地 4ヵ所（湯岡・雲浜・遠敷・谷田部）
 取水井 7井（湯岡3・雲浜2・遠敷1・谷田部1）
 認可取水量 14,300 m³/日（7井合計）

② 送水、中継ポンプ場および配水地

送水、中継ポンプ: 4ヵ所（水取・阿納尻・法海・西相生）
 配水池 8ヵ所（湯岡・湊・阿納・遠敷・青井・法海・西相生・松永）
 配水池総容量 11,250 m³（8ヵ所合計）

③ 導水・送水・配水管総延長

導水管 689 m（取水井からポンプ場まで）
 送水管 9,801 m（ポンプ場から配水池まで）
 配水管 219,173 m（配水池から各家庭まで）
 計 229,663 m

●水道料金算出表 (口径別料金 基本・超過料金併用)

(消費税込)
(単位:円)

メーター口径	基本料金 (8m ³ まで)	超過料金(1m ³ につき)			
		第1段階 9~10m ³	第2段階 11~30m ³	第3段階 31~100m ³	第4段階 101m ³ ~
13mm	880	121	132	143	154
20mm	1,210				
25mm	1,540				
40mm	2,970				
50mm	4,070				
75mm	8,580				

※消費税は別途いただきます。
※1円未満の端数が生じたときは、切り捨てます。

《参考》水道料金早見表

(消費税込)
(単位:円)

口径13mm・20mm 使用水量51m³まで表示

使用水量 (m ³)	口径13mm	口径20mm	使用水量 (m ³)	口径13mm	口径20mm
0	880	1,210	26	3,234	3,564
1	880	1,210	27	3,366	3,696
2	880	1,210	28	3,498	3,828
3	880	1,210	29	3,630	3,960
4	880	1,210	30	3,762	4,092
5	880	1,210	31	3,905	4,235
6	880	1,210	32	4,048	4,378
7	880	1,210	33	4,191	4,521
8	880	1,210	34	4,334	4,664
9	1,001	1,331	35	4,477	4,807
10	1,122	1,452	36	4,620	4,950
11	1,254	1,584	37	4,763	5,093
12	1,386	1,716	38	4,906	5,236
13	1,518	1,848	39	5,049	5,379
14	1,650	1,980	40	5,192	5,522
15	1,782	2,112	41	5,335	5,665
16	1,914	2,244	42	5,478	5,808
17	2,046	2,376	43	5,621	5,951
18	2,178	2,508	44	5,764	6,094
19	2,310	2,640	45	5,907	6,237
20	2,442	2,772	46	6,050	6,380
21	2,574	2,904	47	6,193	6,523
22	2,706	3,036	48	6,336	6,666
23	2,838	3,168	49	6,479	6,809
24	2,970	3,300	50	6,622	6,952
25	3,102	3,432	51	6,765	7,095

●料金の算出方法

(例)口径13mmで月20m³使用した場合

基本料金	800円	…8m ³ までの料金
第1超過料金	220円	(@110円×2m ³)…9m ³ から10m ³ までの料金
第2超過料金	1,200円	(@120円×10m ³)…11m ³ から20m ³ までの料金
合計	2,220円	
消費税	222円	
請求額	2,442円	

水道料金改定の経緯

特記事項	創設 昭和34年11月	昭和43年10月	昭和50年4月	昭和54年10月	平成2年6月	平成17年6月	平成24年10月
			超過料金のみ改めた。	・家事用超過料金の水量区分を1段階から2段階に改めた。 ・用途別区分の営業1～3種及び官公庁の4区分を全1区分の業務用に改めた。	・共用料金を廃止した。	・用途別料金体系から口径別料金体系に改めた。 ・超過料金の水量区分を2段階から3段階に改めた。 ・基本水量をすべて10㎡に改めた。 ・メーター使用料を廃止した。	・基本水量を10㎡から8㎡に改めた。 ・超過料金区分を3段階から4段階に改めた。
家事用20㎡の場合(口径13メーター使用料 税含む)	475	575	940	1,400	1,890	2,142	2,397 (2,442)

基本料金																
用途別	基本水量(㎡)	円	円	用途別	基本水量(㎡)	円	円	口径	水量(㎡)	料金	口径	水量(㎡)	料金			
家事用	10	200	同左	家事用	10	340	530	13	10	700	13	8	800			
営業1種	20	400	同左	業務用	20	800	1,250	20	10	850	20	8	1,100			
営業2種	50	1,000	同左					25	10	1,000	25	8	1,400	25	8	1,400
営業3種	100	2,000	同左					40	10	1,650	40	8	2,700	40	8	2,700
官公庁	30	600	同左					50	10	2,200	50	8	3,700	50	8	3,700
臨時用	1	40	同左	臨時用	1	100	160	75	10	4,200	75	8	7,800			
船舶用	1	40	同左	船舶用	1	70	110	臨時用	1	260	船舶用		廃止			
共用	10	150	同左	共用	10	300	廃止									

超過料金													
用途別	水量区分	円/㎡	円/㎡	用途別	水量区分	円/㎡	円/㎡	区分	水量段階別	円/㎡	区分	水量段階別	円/㎡
家事用	11㎡～	25	35	家事用	11㎡～30㎡	55	82	口径に関係なく	11㎡～30㎡	110	口径に関係なく	9㎡～10㎡	20
営業1種	21㎡～	25	35		31㎡～	60	95		31㎡～100㎡	120		11㎡～30㎡	120
営業2種	51㎡～	25	35	業務用	21㎡～30㎡	55	82		101㎡～	130		31㎡～100㎡	130
営業3種	101㎡～	25	35		31㎡～	60	95					101㎡～	140
官公庁	31㎡～	25	35					臨時用	2㎡～	260			
臨時用	2㎡～	50	同左	臨時用	2㎡～	100	160	船舶用	—	廃止			
船舶用	2㎡～	40	同左	船舶用	2㎡～	70	110	共用	—	廃止			
共用	11㎡～	35	同左	共用	11㎡～30㎡	55	廃止						
					31㎡～	60							

メーター使用料					
メーター口径区分	円	円	円	メーター使用料	円
口径	φ13	25	同左	メーター使用料	50
	φ20	35	同左		150
	φ25	50	同左		200
	φ40	150	同左		500
	φ50	250	同左		1,000
	φ75	500	同左		2,000
				メーター使用料	廃止

その他
 ・平成元年4月1日に消費税導入による改定を、同9年4月1日および同26年4月1日、令和元年10月1日に消費税率変更に伴う改定を行っている。
 ・昭和50年4月、加入金制度導入、平成9年7月改定。

簡易水道使用料金等一覧表

令和元年10月1日現在

《単位:円 税込》

施設名	基本料金 10m ³ まで	超過 料金	水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			国富 門前 三分一 口田縄 奥田縄 新 滝	400	80	10	440	528	616	704	792	880	968
20	1,320	1,408				1,496	1,584	1,672	1,760	1,848	1,936	2,024	2,112
30	2,200	2,288				2,376	2,464	2,552	2,640	2,728	2,816	2,904	2,992

施設名	基本料金 10m ³ まで	超過 料金	水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			田烏 仏谷	700	110	10	770	891	1,012	1,133	1,254	1,375	1,496
20	1,980	2,101				2,222	2,343	2,464	2,585	2,706	2,827	2,948	3,069
30	3,190	3,311				3,432	3,553	3,674	3,795	3,916	4,037	4,158	4,279

施設名	基本料金 10m ³ まで	超過 料金	水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			太良庄	700	100	10	770	880	990	1,100	1,210	1,320	1,430
20	1,870	1,980				2,090	2,200	2,310	2,420	2,530	2,640	2,750	2,860
30	2,970	3,080				3,190	3,300	3,410	3,520	3,630	3,740	3,850	3,960

施設名	基本料金 10m ³ まで	超過 料金	水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			堅海	600	80	10	660	748	836	924	1,012	1,100	1,188
20	1,540	1,628				1,716	1,804	1,892	1,980	2,068	2,156	2,244	2,332
30	2,420	2,508				2,596	2,684	2,772	2,860	2,948	3,036	3,124	3,212

施設名	基本料金 10m ³ まで	超過 料金	水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			宇久 加尾 西小川	800	120	10	880	1,012	1,144	1,276	1,408	1,540	1,672
20	2,200	2,332				2,464	2,596	2,728	2,860	2,992	3,124	3,256	3,388
30	3,520	3,652				3,784	3,916	4,048	4,180	4,312	4,444	4,576	4,708

施設名	基本料金 10m ³ まで	超過 料金	水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			泊	1,000	120	10	1,100	1,232	1,364	1,496	1,628	1,760	1,892
20	2,420	2,552				2,684	2,816	2,948	3,080	3,212	3,344	3,476	3,608
30	3,740	3,872				4,004	4,136	4,268	4,400	4,532	4,664	4,796	4,928

施設名	基本料金 10m ³ まで	超過 料金	水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			宮川	1,100	110	10	1,210	1,331	1,452	1,573	1,694	1,815	1,936
20	2,420	2,541				2,662	2,783	2,904	3,025	3,146	3,267	3,388	3,509
30	3,630	3,751				3,872	3,993	4,114	4,235	4,356	4,477	4,598	4,719

施設名	基本料金 10m ³ まで	超過 料金	水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			池河内	1,000	100	10	1,100	1,210	1,320	1,430	1,540	1,650	1,760
20	2,200	2,310				2,420	2,530	2,640	2,750	2,860	2,970	3,080	3,190
30	3,300	3,410				3,520	3,630	3,740	3,850	3,960	4,070	4,180	4,290

施設名	基本料金 10m ³ まで	超過 料金	水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			須縄	1,200	120	10	1,320	1,452	1,584	1,716	1,848	1,980	2,112
20	2,640	2,772				2,904	3,036	3,168	3,300	3,432	3,564	3,696	3,828
30	3,960	4,092				4,224	4,356	4,488	4,620	4,752	4,884	5,016	5,148

施設名	基本料金 10m ³ まで	超過 料金	水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			下根来	1,400	140	10	1,540	1,694	1,848	2,002	2,156	2,310	2,464
20	3,080	3,234				3,388	3,542	3,696	3,850	4,004	4,158	4,312	4,466
30	4,620	4,774				4,928	5,082	5,236	5,390	5,544	5,698	5,852	6,006

施設名	基本料金 10m ³ まで	超過 料金	水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			中名田	1,600	180	10	1,760	1,958	2,156	2,354	2,552	2,750	2,948
20	3,740	3,938				4,136	4,334	4,532	4,730	4,928	5,126	5,324	5,522
30	5,720	5,918				6,116	6,314	6,512	6,710	6,908	7,106	7,304	7,502

平成28年度 水道料金制度審議会答申概要

1. 小浜市水道ビジョンの改訂と小浜平野地下水調査

- ・小浜市の上水道は、すべて地下水を水源としており、平成25年度から3年間で行われた「小浜平野地下水調査」では「概ね健全な状態だが、既存の水道水源の安全性を維持していくには、現状程度の揚水量を持続させることが望ましい」との報告がなされた。
- ・調査結果を反映させるとともに、今後、老朽化を迎える施設の更新や耐震化対策などにも対応するため、「小浜市水道ビジョン」の改訂を控えた時期ではあるが、前回の審議会から5年目になることを受けての審議会開催となった。
- ・このような状況から、本審議会が答申する提言については、「小浜市水道ビジョン」の改訂後に、再度審議会において協議していただかなければならない内容も含まれていることを理解いただきたい。

2. 収支計画

- ・水道料金は、平成24年10月に改定を行ったもので、収益的収支においては、主な営業収益である給水収益が人口減少による給水人口の減少等による使用水量の減少が進み、減少すると予想されるが、営業費用の中で大きな割合を占める減価償却費等も減少していくものと予想される。
- ・資本的収支においては、現在の「小浜市水道ビジョン」に基づく、簡易水道の上水道への統合や老朽管の更新などの建設改良工事は続くが、企業債償還額が以前と比較し減少していることから、財源的に賄える見込みである。
- ・このことから、現状では今後5年間は現行の水道料金で、概ね健全な経営を維持することが可能であると考えられる。

3. 具体的答申内容

(1) 現行の水道料金の据え置き

- ・今後、人口減少による給水収益の減少などを理由にした「値上げ」、または、ここ数年安定した経営ができることを理由に「値下げ」を行った場合、「小浜市水道ビジョン」の改訂後に再度料金の見直しが必要となることも考えられ、市民の混乱を招くことになることから、今回は「現行の水道料金の据え置き」を提言する。

(2) 料金体系の見直し

- ・現在の「逡増制」から公平でわかりやすい料金体系の仕組みづくりの検討について、次回以降の審議会でも料金改定と合わせて協議することが妥当である。

(3) 経営の健全化

- ・現状では今後5年間は現行の水道料金で、概ね健全な経営を維持することが可能であると考えられる。
- ・水道事業の財源の根幹である給水収益の減少が続くことが見込まれるなか、更なる経営の効率化による健全化（「徴収率の向上」「有収率の向上」「支出の削減」）に努めていただきたい。

(4) 利用者への情報共有の推進と危機管理体制の強化

- ・安心して水道水をご利用いただくための水質検査結果や経営状況が分かる決算報告などを、分かりやすく市の広報誌、ホームページなどで公開をしていただきたい。
- ・水源地や配水池などの重要施設に対してのセキュリティ対策、災害時の応急給水体制や応急復旧体制などの危機管理体制の強化に努めていただきたい。

(5) 水道料金制度の見直しの義務付け

- ・今後も3年から5年ごとに水道料金制度を見直す機会を設け、健全経営の検討をしていただきたい。

水道の用語

●上水道事業

水道水を供給する事業で、計画給水人口が 5,001 人以上のものをいう。

●簡易水道事業

水道水を供給する事業で、計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下のものをいう。

＊「簡易」といっても、技術基準・水質基準に上水道との違いはなく、小規模な水道施設という意味である。

●飲料水供給施設

給水人口が 100 人以下の水道施設をいう。上水道や簡易水道とは主に給水人口の違いである。

●公営企業会計

公営企業会計は、市役所などで採用されている「官庁会計」と異なり、民間企業と同じ「企業会計」となっている。官庁会計は、現金の出入りにもとづく「現金主義」であるのに対し、企業会計は現金の出入りにつながる取引の発生に基づく「発生主義」をとっており、企業の経営成績および財務状態を正確に把握するのに適している。

水道事業は「地方公営企業」として経営しており、事業運営に必要な経費のほとんどを水道事業の収入でまかなう「独立採算制」をとっている。

●計画給水人口

水道事業経営認可や水道ビジョンの事業計画に定める、計画期間内の将来予測に基づく給水人口のことである。

本資料の計画給水人口は、平成 22 年 3 月策定の小浜市水道ビジョンの将来予測に基づく平成 38 年度の計画給水人口である。

●現在給水人口

現時点で、上水道の給水区域内に居住し、給水を受けている人口をいう。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれない。

●年間総配水量

1 年間に給水区域に供給した実績水量。

●年間総有収水量

年間総配水量のうち料金徴収の対象となった水量のこと。反対に料金徴収の対象にならなかった水量のことを無効水量という。無効水量には消火栓の使用や漏水などがある。

●有収率

年間総有収水量を年間総排水量で除したもので、供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合のことをいう。

●1日最大配水量

年間の1日配水量のうち最大のものを1日最大配水量という。

●1日平均配水量

1日平均配水量とは、年間配水量を年間日数で割ったものをいう。

●配水池

給水区域の需要量の変動に応じて適切な配水を行うために、水道水を一時貯える山の上に設けられたタンクのことをいう。

●送水・中継ポンプ場

浄水（消毒した水）を山の上に設けた配水池へ送るポンプ場のことをいう。

●導水管

導水管とは、取水井からポンプ場まで、原水（消毒前の水）を送るための管のことをいう。

●送水管

送水管とは、ポンプ場から配水池に水道水を送るための管のことをいう。

●配水管

配水管とは、配水池から各家庭まで水道水を送り届ける管のことをいう。一定の圧力を得るために、山の上に設けた配水池からの自然圧を利用している。

●加入金

新規の給水契約申込者から徴収するもので、水道施設の拡張や整備の経費に充てられる。水道の口径に応じて金額が設定されている。

●給水収益

水道料金収益のことで、水道事業会計における営業収益のうち最も重要な位置を占める収益である。

●逦増制(ていぞうせい)

水をたくさん使うほど料金単価が段階的に高くなる料金体系のこと。

この料金体系は、家庭用など比較的使用量が少ない方の負担を抑え、大口使用者の方から厚く負担を求めるようになっており、多くの水道事業者において採用されている。

●従量制

実際に使用した水量に、単位水量あたりの価格を乗じて算出する料金体系のこと。

小浜市の水道料金は、給水管の口径の大きさに応じた基本料金（8 m³まで）と、使用水量に応じた従量料金（9 m³以上 4段階）で構成されている。